

2023年12月15日

公益財団法人 日本骨髄バンク
ドナー安全委員会

非血縁者間骨髄採取施設(新規)の認定申請をお考えの先生方へ

平素より骨髄バンク事業の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当法人および一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会が定める「非血縁者間骨髄採取施設認定基準」について、条件を一部改訂することとなりました。採取責任医師・採取担当医師の認定基準において、これまで年次調査でのドナー安全講習の受講修了を必須としていましたが、更なる安全性の向上を目指し、今後は新規施設申請においても受講修了を必須といたします。

下記、ご確認の上、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 変更点

新規骨髄採取施設申請においても、ドナー安全講習の受講を必須とします。

◆以下の基準から「年次調査において、」を削除します。

非血縁者間骨髄採取施設認定基準 採取責任医師／担当医師

1. 採取責任医師

1.5 採取の方法及びリスクについての知識を有していること（注）。

2. 採取担当医師

2.1 採取の方法及びリスクについての知識を有していること（注）。

（注）年次調査において、過去3年以内に日本骨髄バンクが指定する安全講習を受講していること。

（日本骨髄バンク主催、ブロック会議、拠点病院主催、学会主催など）

2. 運用時期

2024年3月以降の新規骨髄採取施設申請より適用します。

受講希望の方は、事務局までお問い合わせください。

3. 関連通知

「非血縁者間骨髄採取施設認定基準」改訂について（2021年10月1日）

<https://www.jmdp.or.jp/medical/information/20211001000000.html>

以上

【お問い合わせ先：（公財）日本骨髄バンク ドナーコーディネート部 TEL 03-5280-2200】

非血縁者間骨髄採取施設認定基準（2023.12.15 一部改訂）新旧対照表

【認定基準】 4. JMDP が別途定める採取責任医師／担当医師の諸条件をすべて満たし、かつ、JMDP が適正かつ安全な骨髄採取術を遂行し得る施設であると認めた医療機関 であること。

【諸条件】

項目	ページ	旧	新
採取責任医師/ 担当医師	P7	<p>【下線部削除】</p> <p>1. 採取責任医師</p> <p>1.5 採取の方法及びリスクについての知識を有していること（注）。</p> <p>2. 採取担当医師</p> <p>2.1 採取の方法及びリスクについての知識を有していること（注）。</p> <p>（注）<u>年次調査において、過去3年以内に日本骨髄バンクが指定する安全講習を受講していること。</u></p> <p>（日本骨髄バンク主催、ブロック会議、拠点病院主催、学会主催など）</p>	<p>1. 採取責任医師</p> <p>1.5 採取の方法及びリスクについての知識を有していること（注）。</p> <p>2. 採取担当医師</p> <p>2.1 採取の方法及びリスクについての知識を有していること（注）。</p> <p>（注）過去3年以内に日本骨髄バンクが指定する安全講習を受講していること。</p> <p>（日本骨髄バンク主催、ブロック会議、拠点病院主催、学会主催など）</p>